

# 「指定短期入所生活介護」

## 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
介護保険事業所番号 1072000241

当事業所はご契約者（以下「利用者」という）に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 富士見会
- (2) 法人所在地 群馬県前橋市富士見町小沢207番地1
- (3) 電話番号 027-288-8221
- (4) 代表者氏名 理事長 星野 好孝
- (5) 設立年月 平成3年8月22日

### 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所・平成12年3月1日指定  
介護保険事業所番号 1072000241  
※当事業所は特別養護老人ホーム サンホームふじみに併設されています。
- (2) 事業所の目的 短期入所生活介護
- (3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム サンホームふじみ
- (4) 事業所の所在地 群馬県前橋市富士見町小沢207番地1
- (5) 電話番号 027-288-8221
- (6) 事業所長（管理者）氏名 施設長 樺澤 光芳
- (7) 当事業所の運営方針 運営規定第2条（運営の方針）による
- (8) 開設年月 平成4年7月1日
- (9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	随時

- (10) 利用定員 10人
- (11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室の利用をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。（但し、利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）

☆居室の変更：利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

### 3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	指定基準	配置状況
事業所長（管理者）	（1）名	（1）名
介護職員	18名	21.4名(非常勤含む)
生活相談員	1名	1名
看護職員	2名	3名
機能訓練指導員	（1）名	（1）名
介護支援専門員	（1）名	1名
医師	1名	（2）名
栄養士	（1）名	（1）名

（ ）は兼務

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝： 7：00～16：00 2名 日中：10：00～19：00 6名 夜間：16：30～ 9：30 2名
2. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中： 9：00～19：00 1名
3. 機能訓練指導員	9：00～19：00

☆土日は上記と異なります。

### 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

（1）利用料金が介護保険から給付される場合 （2）利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合
---

があります。

（1）介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、介護保険負担割合証により 1 割負担の方は 9割が介護保険から給付されます。 2 割負担の方は 8 割、3 割負担の方は 7 割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 食事（但し、食費は別途ご負担いただきます。）

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食：7：45 昼食：12：00 夕食：17：15～18：00

## ②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

## ③排泄

- ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

## ④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

## ⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

## ⑥その他

- ・紛失や破損、汚損等があっては困るものは、ご持参をご遠慮ください。
- ・衣類等の持ち物については必ず記名をお願いします。
- ・災害等で紛失や破損、汚損等があった場合には、改めて衣類等を用意していただく場合があります。

## ⑦虐待・身体拘束防止における取り組み

- (1) 事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
  - ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
  - ②虐待の防止のための指針を整備しています。
  - ③従業者に対する虐待を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。
  - ④虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置しています。
- (2) 事業所は原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。身体的拘束等の対策を検討する委員会を定期的開催します。また、定期的な研修を実施します。
- (3) サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを下記の窓口に通報します。

**前橋市役所（介護保険課指導係 027-224-1111）**

## ⑧緊急時、介護事故等における対応

ご契約者に対するサービスの提供中に、ご契約者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに看護師に連絡するとともに、ご家族（身元引受人）に連絡します。主治医に連絡が困難な場合は、看護師、ご家族と相談し緊急搬送等の必要な対応を行うとともに、可能な限り必要な処置等をおこないます。また、骨折等の重大な事故等の場合には、前橋市役所（介護保険課給付係）に報告します。事故等の原因、改善策を検証して、ご契約者、ご家族にわかりやすく説明します。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉

利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。）

☆利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆利用者に提供する食事・居住費等の費用は、個人負担となります。（下表参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

☆介護保険負担割合証により自己負担額は1割、2割、3割となります。

ショート介護度別利用負担金・1割負担の場合（1日あたり）

要介護度	介護保険適用			食費等 (介護保険外の自己負担額)		合計 (食事3食の場合) ※施設送迎の場合、1回(片道)184円のご本人負担となります。		
	基本料金	サービス提供体制強化加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅲ	滞在費 (居住費)	食費			
要支援 要支援Ⅱ	451円 561円	22円	適用外	915円	朝 500円 昼 780円 夕 500円	3,243円 3,370円		
要介護1	603円		15円					3,436円
要介護2	672円							3,517円
要介護3	745円							3,601円
要介護4	815円							3,683円
要介護5	884円	3,762円						

※ 施設の往復送迎を利用の場合は368円（184円×2）加算されます。  
片道送迎の場合は184円加算されます。

※ 介護職員等処遇改善加算：基本料金の体制強化加算Ⅰ、夜勤職員配置加算Ⅲ、送迎加算を合せて1ヶ月利用頂いた合計に140/1000を乗じた額を加算させていただきます。

※ 療養食加算：医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する療養食を提供した場合には、1回8円 3食24円

※ 緊急短期入所受入加算：介護支援専門員の作成する居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていないショートステイを緊急に行った場合は、90円/日（基本的には7日間の算定。家族等の疾病等のやむを得ない事情がある場合は、14日間の算定）

※ 地域区分の7級地に指定されました。その為、基本料金、加算を合せた額（食費・居住費除く）、1ヶ月の総額に1.017を乗じた額が請求金額になります。

◆ 当施設の居住費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税世帯の方（市町村民税非課税者）や生活保護を受けている方の場合は、ショートステイの居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。

（日 額）

対 象 者		区 分	居住費（居室の種類により異なります）		食 費
			多床室 （相部屋）	従来型個室	
生活保護受給者		利用者負担 段階 1	0円	該当なし	300円
市町村 民税非 課税世 帯全員 が	老齢福祉年金受給者	利用者 負担段階 2	430円	該当なし	600円
	課税年金収入額と 合計所得金額の合 計が80万円以下 の方、世帯分離さ れていても配偶者 が課税の場合、対象外	利用者 負担段階 3①	430円	該当なし	1000円
	利用者負担第2段 階以外の方（課税年 金収入が80万円 超 120万円未満 の方など）世帯分 離されていても配 偶者が課税の場合 、対象外	利用者 負担段階 3②	430円	該当なし	1300円
上記以外の方		利用者 負担段階 4	施設との契約により設定されます。なを、所得の低い方に補足的な給付を行う場合に基準となる平均的な費用額は次のとおりです。		
			915円	該当なし	1,780円

利用者が非課税であっても①配偶者が課税されている場合②本人（夫婦）の資産（金融資産）が単身で 1,000 万円超、夫婦で 2,000 万円を保有している場合には居住費、食費の負担軽減の対象外となります。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① ワークショップ、クラブ活動

利用者の希望によりワークショップやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

② 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただく事が適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

③ 個人で使用される電化製品利用管理費

個室に設置されているテレビをご利用いただく場合 50円/日

個人で電気毛布、電気アンカ、ラジオ（電池使用は除く）等をご持参される場合  
1電化製品につき 50円/日（消費電力の多いものは要相談）

④ 施設のテレビをレンタルされる場合の電化製品利用管理費 50円/1日

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス利用終了後に、ご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。

利用料は銀行振込も受け付けておりますが、振込手数料は利用者負担となりますので御了承ください。

(4) 利用の中止、変更、追加

○利用予定期間の前に、利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	キャンセル料なし
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	2,695円 (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

○利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます

## 5. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 サービス提供責任者 吉田和正（生活相談員）  
塚越幸弘（介護支援専門員）

又は当施設総務課 総務課長 大津和也

○受付時間 随時

○ご利用方法 電話、面接、又は玄関に意見箱を設置しています。口頭で言いづらい場合は、意見箱をご利用下さい。

○電話番号 027-288-8221

苦情受付の概要は以下の通りです。

#### 「苦情申出窓口」の設置について

社会福祉法第 82 条の規定により、本事業所では入居者からの苦情に適切に対応する体制を整えることといたしました。

本事業所における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記により設置し、苦情解決に努めることといたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

1. 苦情解決責任者 星野好孝（理事長） ※軽易な場合は、樺澤光芳（施設長）
2. 苦情受付担当者 塚越幸弘（介護支援専門員）  
吉田和正（生活相談員）  
新藤美里（介護長兼医務長）  
坂部舞（介護主任）  
高橋正樹（介護主任）  
稲垣和希（介護主任）  
岩井真実（介護主任心得）  
大津和也（総務課長兼栄養課長）
3. 第三者委員 ① 金子さよ子（連絡先：前橋市富士見町原之郷 348 番地）  
（電話：027-288-3290）  
② 関口 宏（連絡先：前橋市富士見町田島 859 番地 7）  
（電話：027-288-6252）
4. 苦情解決の方法
  - (1) 苦情の受付  
苦情は、面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。  
なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることできます。
  - (2) 苦情受付の報告・確認  
苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を  
確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。
  - (3) 苦情解決のための話し合い  
苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。  
その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。  
なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。
    - ア. 第三者委員による苦情内容の確認
    - イ. 第三者委員による解決案の調整、助言
    - ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認

#### (2) 行政機関その他苦情受付機関

群馬県福祉サービス運営適正化委員会

群馬県前橋市新前橋町 13-12

○電話番号 027-255-6669

前橋市役所富士見支所市民サービス課

群馬県前橋市富士見町田島 240 番地

○電話番号 027-288-2211

027-288-1942 (直通)

○受付時間 8時30分～17時15分(土日祝日を除く)

群馬県国民健康保険団体連合会 介護保険課

群馬県前橋市元総社町335番地の8(群馬県市町村会館内)

○電話番号 027-290-1323

○受付時間 9時～17時(土日祝日を除く)

(3) 施設が提供するサービスの評価体制、第三者による評価の実施状況

意見箱等の意見、苦情等を把握する取組の状況	① あり	実施日	随時
		結果の開示	① あり 2 なし
	2 なし		
サービスの第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所介護老人福祉施設 サンホームふじみ

説明者職名

氏 名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏 名

印

身元引受人住所

氏 名

印